神戸学院大学動物実験委員会の委員構成(基本指針に示された3通りの役割ごとの委員の所 属部局及び専門分野)

委員会委員は、「神戸学院大学動物実験安全管理規程」第8条に基づいて、学長が委任する。

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 栄養学部、薬学部から各2名
- (2) 総合リハビリテーション学部から1名
- (3) その他委員長が必要と認める者 若干名
- 2 委員会の構成は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - (1)動物実験等に関して優れた識見を有する者が含まれていること。
  - (2)実験動物に関して優れた識見を有する者が含まれていること。
  - (3)その他学識経験を有する者が含まれていること。

第8条	所属部局	専門分野	分類※
1号委員	栄養学部	臨床栄養学	1
	栄養学部	分子細胞生物学	2
		分子病態医化学	
	薬学部	分子細胞生物学	1
	薬学部	免疫学・蛋白質工学	1
2 号委員	総合リハビリテーション学部	疼痛学	3
3 号委員	該当なし		

## ※分類について

- 1. 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 2. 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 3. その他学識経験を有する者